

**富山県立大学県内就職定着促進事業就職ハンドブック作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

県内企業でのしごとのやりがいや富山で生活する魅力を、就活を控える在学生やその保護者に伝えるための広報ツールを作成するもの。

2 業務概要

(1) 業務の名称

富山県立大学県内就職定着促進事業就職ハンドブック作成業務委託

(2) 業務の内容

別紙1「富山県立大学県内就職定着促進事業就職ハンドブック作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年12月22日（金）

(4) 委託契約額の上限額

2,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この上限額は、委託契約締結時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

3 参加資格、条件等

次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 対面又はオンラインにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きを適正に行えること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申し立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

4 参加手続き

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する方は、「参加申込書」(様式第1号)を令和5年7月13日(木)17時までに、ファクシミリまたは電子メールにて、富山県立大学教務課学生係に提出してください。

※件名は「富山県立大学県内就職定着促進事業就職ハンドブック作成業務委託公募型プロポーザル参加申し込み」としてください。併せて、必ず電話等で到達の確認をお願いします。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、令和5年7月6日(木)17時までに、質問書(様式第2号)を、電子メール又はファクシミリにより提出してください。(その他の方法による質問は受け付けません。)

質問に対する回答は、令和5年7月11日(火)までに、すべての参加者に電子メールにて送付します。

(3) 参加申し込み後の辞退

企画提案者が事情により参加を辞退する場合には、令和5年7月19日(水)17時までに辞退届(様式任意)を提出してください。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ者は、以下のとおり資料を提出してください。

(1) 提出期限

令和5年7月27日(木)17時(必着)

(2) 提出場所

〒939-0398 富山県射水市黒河5180(射水キャンパス)

富山県立大学事務局教務課学生係

(3) 提出方法

郵送または持参

※ 郵送の場合、封筒に「富山県立大学県内就職定着促進事業就職ハンドブック作成業務 企画提案書在中」と朱書きしてください。併せて、必ず電話等で到達の確認をお願いします。

(4) 提出資料

次の①～⑥の書類を提出してください。なお、提出された原稿案等は返却しないものとします。

①原稿案（7部）

※仕様書中のP17～122 就職活動情報のみ

②見積書（1部）

③実施スケジュール（1部）

④会社概要（1部）

⑤就職ハンドブック作成業務における実績（1部）

⑥参加資格、条件等を満たす企業であることを証明する文書（1部）

6 審査方法、審査基準等

(1) 審査方法

書面審査により受託候補者を決定します。

書面審査（採点）結果を踏まえ、次の方法により受託候補者を決定します。

① 審査員が最高点を付けた応募者は1票を獲得します。最も多くの票数を獲得した応募者を受託候補者として選定します。

なお、最も多くの票数を獲得した応募者が複数いた場合、審査員の協議により、受託候補者を決定します。

② 応募者が1者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均が6割以上となったときに受託候補者として選定します。

(2) 審査基準

別紙2「富山県立大学県内就職定着促進事業就職ハンドブック作成業務委託公募型プロポーザル審査基準」により審査を実施します。

(3) 審査結果

後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

(4) その他

審査結果については、各応募者に直接お知らせするとともに、次の事項については、大学のホームページで公表します。

① 選定した受託候補者の名称

② 受託候補者の選定理由

7 契約手続き等

本学と契約候補者は、委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を

締結します。仕様書の内容は、契約候補者が提案した内容が基本となりますが、契約候補者と本学との協議により最終的に決定します。

なお、協議が調わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなります。

8 その他

- (1) 企画提案は、参加業者1社につき1案とします。
- (2) 本プロポーザルへの参加、企画提案に関するすべての費用は参加者の負担とします。なお、提出された原稿案等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 業務の実施にあたり、第三者（本学及び受託者以外の者）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じてください。
- (5) 業務の実施により制作した成果品及びそれに係る著作権は、本学に帰属するものとします。
- (6) 受託者は、業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。
- (7) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (8) この要領の内容に不明点がある場合には、富山県立大学担当者の指示に従うものとします。
- (9) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできませんが、業務の一部については、受託者があらかじめ本学と協議し、本学が認めた場合に限り第三者への委託を可能とします。

9 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和5年7月6日（木）17時（必着） |
| (2) 質問に対する本学からの回答 | 令和5年7月11日（火） |
| (3) 参加申込期限 | 令和5年7月13日（木）17時（必着） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和5年7月27日（木）17時（必着） |
| (5) 審査結果通知 | 令和5年8月上旬頃（予定） |

10 問い合わせ先

富山県立大学事務局教務課学生係 作道（つくりみち）

〒939-0398 富山県射水市黒河 5180（射水キャンパス）

TEL：0766-56-7500（代） FAX：0766-56-6182

E-mail：chieko.tsukurimichi@pu-toyama.ac.jp